

## 兵庫県の温室効果ガス排出抑制計画・措置結果報告制度等の現状

### 1 兵庫県の温室効果ガス排出量の推移

兵庫県の温室効果ガス排出量は、総量としては対 2005 年度比 5.7% (2011) と減少しているが、民生業務部門 (オフィス等) については、対 2005 年度比+10% (2011) と増加しており、新たな対策が求められている。

表 1 兵庫県の温室効果ガス排出量の推移

(単位: kt-CO<sub>2</sub>)

年度	1990	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011		
	(H2)	(H17)	(H18)	(H19)	(H20)	(H21)	(H22)	(H23)	1990年度比	2005年度比
二酸化炭素	47,670	48,174	48,729	49,695	46,424	41,530	44,052	45,873	-3.8%	-4.8%
産業	2,490	3,743	3,672	3,926	3,267	3,024	3,308	4,116	65.3%	10.0%
民生(業務)	5,991	8,456	8,231	8,388	6,917	6,375	6,907	8,344	39.3%	-1.3%
民生(家庭)	8,613	9,317	8,919	8,811	8,275	8,198	8,337	8,356	-3.0%	-10.3%
運輸	3,476	3,203	2,551	2,113	1,962	1,855	1,859	2,038	-41.4%	-36.4%
その他	4,793	2,890	2,844	2,721	2,615	2,512	2,558	2,758	-42.5%	-4.6%
その他ガス	73,033	75,783	74,946	75,654	69,460	63,494	67,021	71,486	-2.1%	-5.7%
合計										

京都議定書の基準年      県目標の基準年

### 2 民生業務部門 (オフィス等) 対策の現状

#### (1) 特定物質 (温室効果ガス) 排出抑制・措置結果報告制度 (条例)

##### ア 概要

条例に基づき、対象事業所に対して、特定物質排出抑制計画の作成・提出及び措置結果の報告を義務付けている。

H26 年度からは、計画及び報告の概要を公表する予定。

##### イ 対象事業所

燃料、熱、電気の使用量が原油換算で 1,500kL/年以上の事業所

業務部門：約 200 社

産業部門：約 430 社

##### ウ 温室効果ガス排出量に占める割合

各部門において、対象事業所からの排出量 (実績) が占める割合

業務部門：約 30%

産業部門：約 70%

#### (2) 中小企業・小規模企業者等に対する温室効果ガス排出抑制指導要綱に基づく指導 (要綱)

##### ア 概要

要綱に基づき、特定物質排出抑制計画の作成・提出及び措置結果の報告 (共に簡易版) を行政指導している。

##### イ 対象事業所

条例規模未満 (原油換算で 1,500kL/年未満) の事業所であって、大気汚染防止法のばい煙発生施設 (燃焼能力 50 L/時以上のボイラー等) を設置している事業所

業務部門：約 930 社

産業部門：約 500 社

なお、提出の義務がないため、提出率は 5 割程度

##### ウ 各部門の温室効果ガス排出量に占める割合

各部門において、対象事業所からの排出量 (実績) が占める割合

業務部門・・・約 10% (条例対象事業所と合算すると約 40%)

産業部門・・・約 1% (条例対象事業所と合算すると約 71%)

## 現要網対象事業所のエネルギー使用量分布

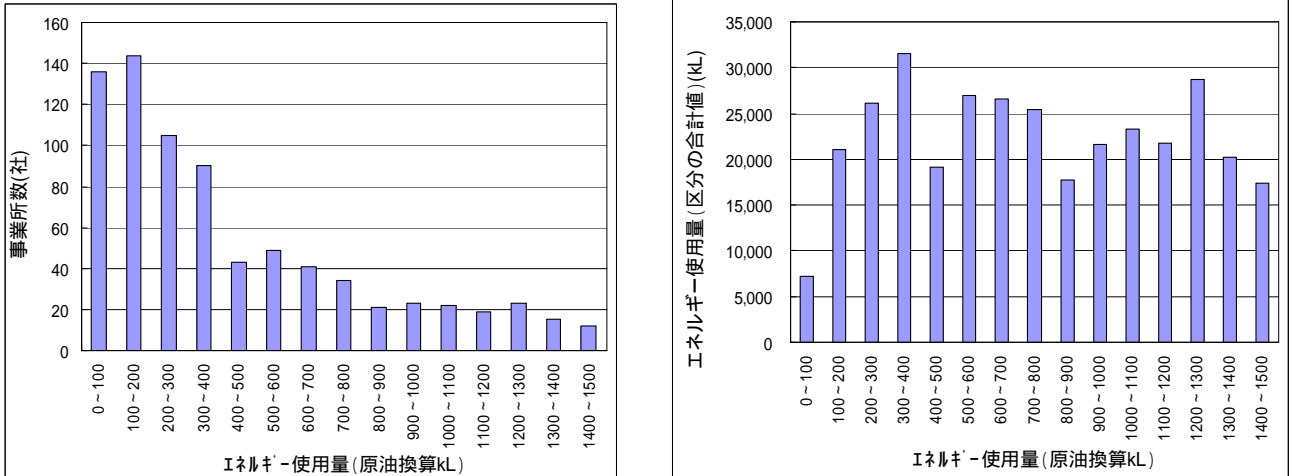


図1 現要網対象事業所におけるエネルギー使用量

表2 現要網対象事業所におけるエネルギー使用量

エネルギー-使用量区分 (原油換算kL)	事業所数			エネルギー-使用量		
	数	構成比	構成比 (逆順累計)	区分の合計値 (原油換算kL)	構成比	構成比 (逆順累計)
以上 未満 0 ~ 100	136	18%	100%	7,262	2%	100%
100 ~ 200	144	19%	82%	21,102	6%	98%
200 ~ 300	105	14%	64%	26,140	8%	92%
300 ~ 400	90	12%	50%	31,533	9%	84%
400 ~ 500	43	6%	39%	19,122	6%	74%
500 ~ 600	49	6%	33%	26,918	8%	69%
600 ~ 700	41	5%	27%	26,598	8%	61%
700 ~ 800	34	4%	22%	25,462	8%	53%
800 ~ 900	21	3%	17%	17,780	5%	45%
900 ~ 1000	23	3%	15%	21,693	6%	40%
1000 ~ 1100	22	3%	12%	23,344	7%	33%
1100 ~ 1200	19	2%	9%	21,737	6%	26%
1200 ~ 1300	23	3%	6%	28,682	9%	20%
1300 ~ 1400	15	2%	3%	20,220	6%	11%
1400 ~ 1500	12	2%	2%	17,345	5%	5%
計	777	100%	-	334,940	100%	-

↑  
引き続き要  
網で指導  
↓

↑  
条例対象に  
追加予定  
現要網対象事  
業所の全エネ  
ルギー使用量  
の7割をカバー  
↓

### 3 兵庫県が実施する中小企業・小規模企業者等に対する支援策（H26年度）

#### (1) 民生業務部門省エネ支援事業

自らの力では温室効果ガスの排出抑制が困難である民生業務部門の事業所に対し、省エネ事例に関する情報提供や、(一財)省エネルギーセンター等による省エネ診断受診の促進及びその後のアフターフォロー等を行う。(専門業者に委託)

#### (2) 省エネトップセミナー、レベルアップ講習会の開催

##### ア 省エネトップセミナー

工場、オフィス等の省エネ推進のためには、経営陣の意識の高さが非常に大きな要因を占めることから、経営層を対象としたセミナーを開催する。

##### イ レベルアップ講習会

工場、オフィス等の実務担当者の技術的なレベルアップを図り、具体的な省エネ手法についての基礎知識を学ぶ講習会を開催する。

#### (3) 優良事例集の作成及び普及

中小企業・小規模企業者等は、省エネの経験やノウハウが不足しているため、高い成果をあげている優良事業者の導入手法や技術的特徴等をまとめた事例集の作成、優良事業者による発表会の開催を通じて、削減取り組みを促進する。

#### (4) 兵庫県地球環境保全資金融資制度

中小企業等に対し、省エネ設備等を設置するために必要な資金を長期かつ低利に融資。

融資上限額：1億円

融資利率：年1.0%

貸付期間：10年以内(2年以内据置可)・元金均等月賦返済